

# ccTLDについて

2002年12月16日

Internet Week 2002「ドメイン名に関する最新動向」

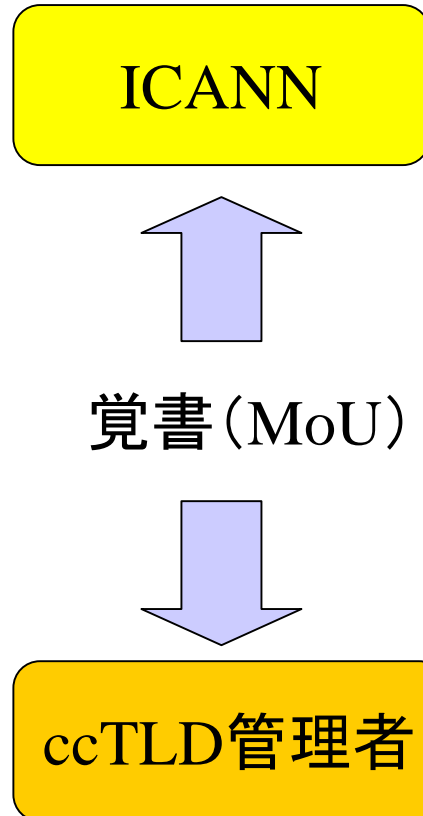
社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

是枝 祐

- Contry Code Top Level Domain の略。  
ISO3166-1で定義された、2文字のCountry Codeを用いて、世界各国・地域に割り当てられたトップレベルドメインをccTLDという。
- ccTLDの総数  
2002年12月5日現在、ccTLDの総数は243となっている。  
(<http://www.iana.org/cctld/cctld-whois.htm>)

- 登録を国内からに限定しているccTLD  
(ローカルプレゼンス要件のあるccTLD)
  - au (オーストラリア)
  - jp (日本)
  - us (アメリカ合衆国) など
  
- 世界中から登録が可能なccTLD
  - to (トンガ)
  - tv (ツバル)
  - ws (サモア) など

- ICANN設立以前は、IANAとccTLD管理者との間には明確な契約関係は存在していなかった。
- しかしながら、インターネットの安定的な運用を行うためには、グローバルにつながったインターネットの一員としてccTLD運用管理組織においても、レジストリとして安定・公平・中立に運営されることがますます強く求められるようになった。
- そこで、ICANNはccTLD運用管理組織に対して世界的に明文化した形で権限を与えるとともに、ccTLD管理組織およびICANN双方の責務を明文化することを目的とし、各ccTLDとの契約を積極的に推進することとなった。

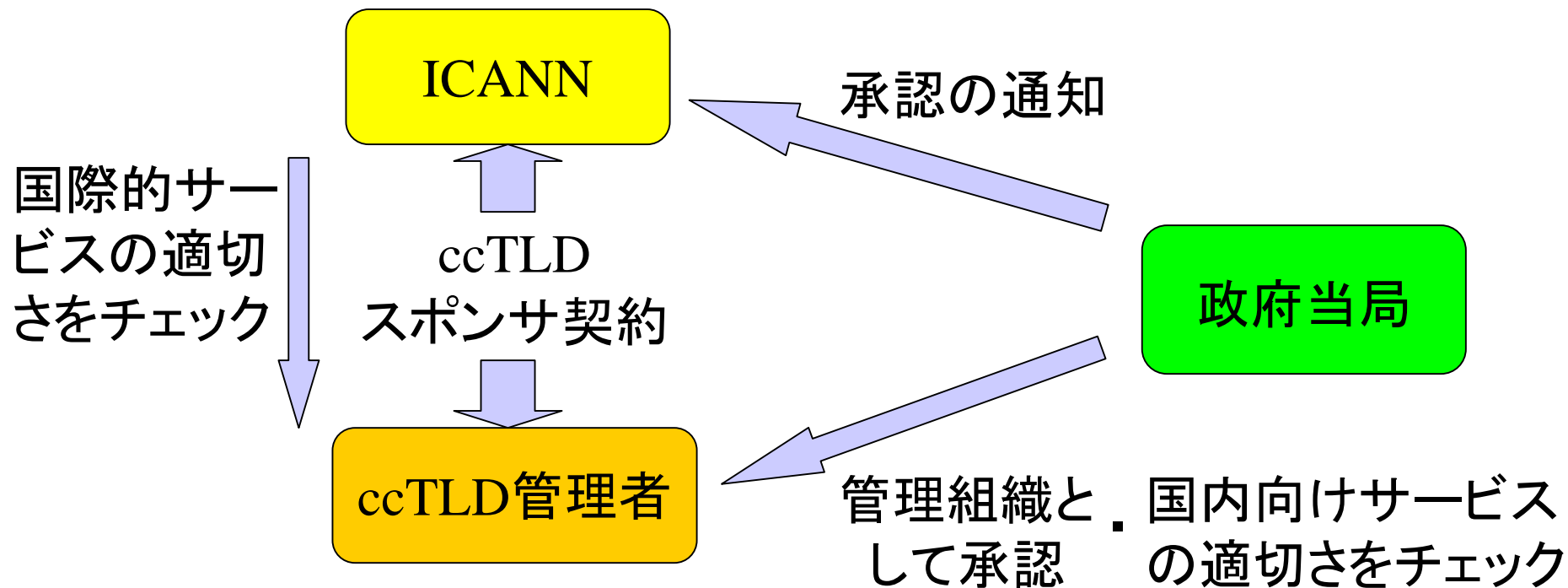


ccTLD管理者は、ICANNの監督のみに基づいて運用を行う。

ccTLD管理者が、従来通りその国で適用される法律に従って運用を行うという点を除いては、その国の政府はccTLDの運用に関与しない。

- ブルンジ(.bi)、マラウイ(.mw) が採用

- 旧来からの関係の状況を考慮したモデル
  - ICANNとccTLD管理者の二者間による覚書。
  - 法体系内で強制力を持たせるものではないが、従来の状況に明確さと安定性の基準を持たせ、ICANNとccTLD管理者の公約を記録するという点で意味がある。
- 暫定的なモデル
  - 政府が三者間関係に参加する準備が整っていないような状況で採用される暫定的なモデルであり、無期限の有効性は持たない。

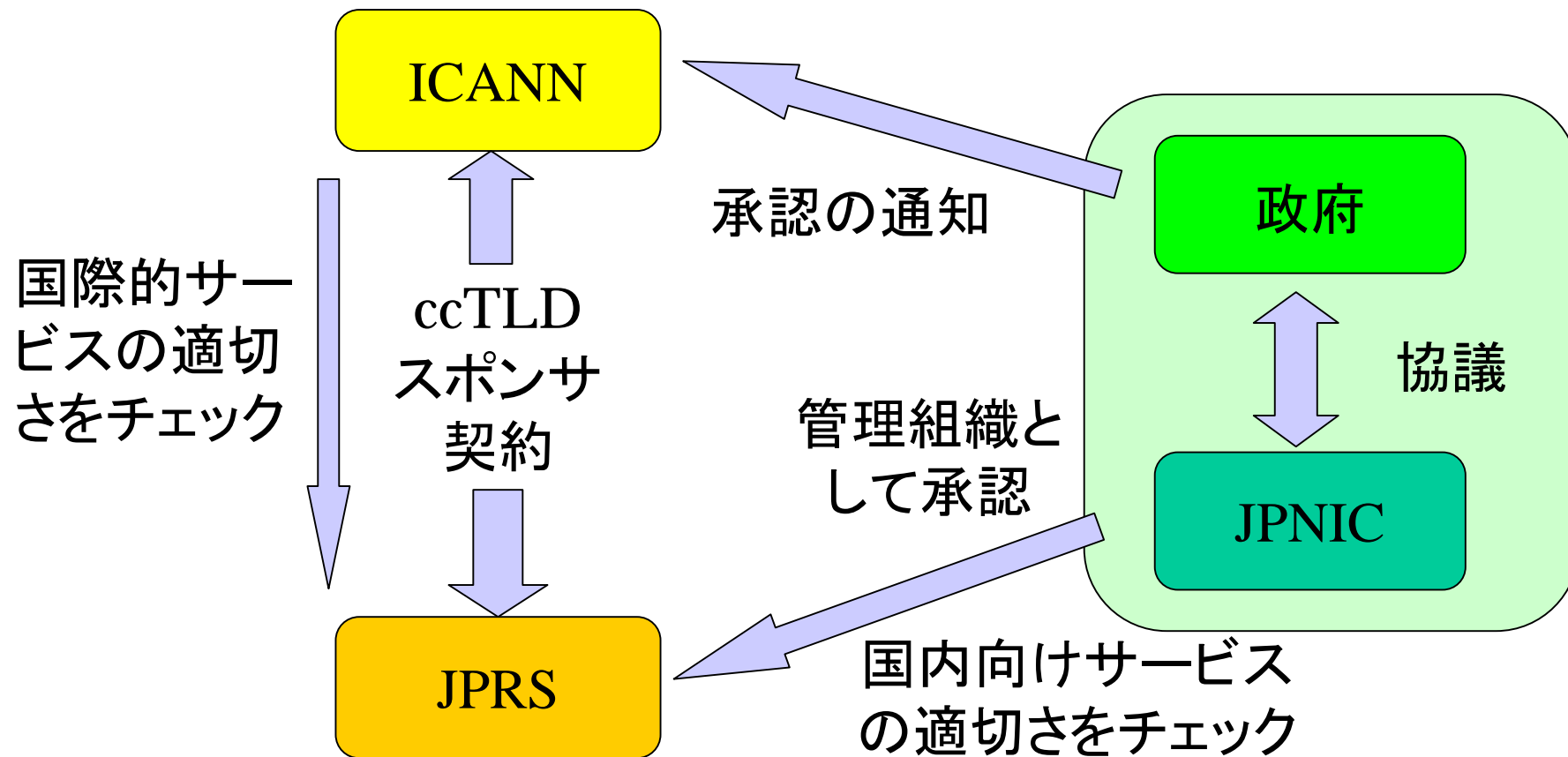


- 2001年10月25日、auDA (.au Domain Administration) が ICANN と契約を締結

- 契約によりICANNとccTLDとの関係が明確化されるとともに、運用の透明性、信頼性も確保される。
- ccTLDスポンサ組織を政府当局がエンドース(承認)することによって、ccTLDの安定性と信頼性が実現される。
- ICANNとアメリカ政府との覚書の中で、「インターネット運用に関わるあらゆる構成要素との適切な関係を結ぶこと」の一環として、ICANNとccTLD管理組織との契約を進めていくことが求められており、ICANNとccTLDのスポンサ組織が契約を結ぶことはこれに沿うものである。



# JPNIC.Jpの契約モデル(四者関係モデル)



- 2002年2月27日、JPRS(日本レジストリサービス)がICANNと契約を締結

- JPNICが日本政府とともに、JPドメイン名の公共性を維持する役割を担い、JPドメイン名が日本のインターネットコミュニティの利益に適うよう運用されているかを監視する責務を負うという形になっていることが特徴。
- 三者間モデルと同様、ccTLDスポンサ組織を政府当局がエンドース(承認)することによって、ccTLDの安定性と信頼性を実現する一方、ccTLDの自立性はローカルインターネットコミュニティによって保ち続けることが可能となる。

- 最近のICANN理事会では、それぞれ以下の事項が承認された。
- 2002年11月18日
  - .sd(スーダン)および.ke(ケニア)とICANNとの間でccTLDスポンサ契約を締結すること。
  - ICANNと.af(アフガニスタン)との間で覚書を交わすこと。
- 2002年12月2日
  - .uz(ウズベキスタン)とICANNとの間でccTLDスポンサ契約を締結すること。